

5 作物ごとの作付予定面積等

(単位:ha)

作物等	前年度作付面積等		当年度の 作付予定面積等		令和5年度の 作付目標面積等	
		うち 二毛作		うち 二毛作		うち 二毛作
主食用米	1,391.3	0	1,426.0	0	1,428.2	0
備蓄米	2.6	0	2.6	0	0.0	0
飼料用米	117.8	0	201.4	0	100.0	0
米粉用米	6.9	0	9.9	0	5.0	0
新市場開拓用米	2.7	0	6.5	0	5.0	0
WCS用稲	0.0	0	3.1	0	3.1	0
加工用米	108.5	17.7	91.5	14.9	165.9	0
麦	524.7	20.4	551.9	21.5	551.5	21.4
大豆	417.4	413.5	446.0	441.9	410.6	406.8
飼料作物	3.1	0	4.7	0.0	0	0.1
・子実用とうもろこし	2.0	2	3.6	0.0	0	0
そば	9.2	9.2	9.2	9.2	8.1	8.1
なたね	0	0	0	0	0	0
地力増進作物	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	0.2
高収益作物	125.2	73.8	132.1	82.8	162.8	101.6
・野菜	70.5	30.2	65.5	28.0	81.6	34.9
・花き・花木	1.8	0	1.7	0	2.3	0
・果樹	6.0	0	6.0	0	7.2	0
・その他の高収益作物	46.9	43.6	58.9	54.8	71.7	66.7
その他	3.3	0	3.0	0	4.7	0
・特用作物	3.3	0	3.0	0	4.7	0
畑地化	0	0	2.3	0	0	0

6 課題解決に向けた取組及び目標

整理 番号	対象作物	用途名	目標	前年度（実績）	目標値
1	別紙に定める野菜、花き、雑穀（基幹作物）	露地園芸作物助成	作付面積の拡大	（令和4年度） 33.8ha	（令和5年度） 21.5ha
2	ビニールハウス等の園芸施設に作付する別紙に定める野菜、花き、雑穀（基幹作物）	施設園芸作物助成	作付面積の拡大	（令和4年度） 7.0ha	（令和5年度） 8.3ha
3	水稲・戦略作物と組合わせて二毛作として作付けする別紙に定める野菜（二毛作）	水稲・戦略作物との組み合わせによる二毛作野菜助成	作付面積の拡大	（令和4年度）30.1ha	（令和5年度） 31.9ha
4	中山間地域にて作付けされる別紙に定める特用作物（基幹作物）	中山間地域における特用作物助成	作付面積の拡大	（令和4年度） 2.3ha	（令和5年度） 3.0ha
5	米粉用米、飼料用米、WCS用稲、加工用米、新市場開拓用米（輸出用）（基幹作物）	非主食用水稲助成（担い手型）	作付面積の拡大	（令和4年度）208.3ha	（令和5年度） 178.1ha
6	米粉用米、飼料用米、WCS用稲、加工用米、新市場開拓用米（輸出用）（基幹作物）	非主食用水稲助成（非担い手型）	作付面積の拡大	（令和4年度） 9.4ha	（令和5年度） 8.5ha
7	麦、大豆、飼料作物、加工用米、飼料用米、米粉用米、新市場開拓用米（輸出用米）、そば、小豆（二毛作）	戦略作物等助成（二毛作）	作付面積の拡大	（令和4年度） 507.1ha	（令和5年度） 476.0ha

※ 必要に応じて、面積に加え、取組によって得られるコスト低減効果等についても目標設定してください。

※ 目標期間は3年以内としてください。

7 産地交付金の活用方法の概要

都道府県名: 滋賀県

協議会名: 彦根市農業再生協議会

整理番号	使途 ※1	作期等 ※2	単価 (円/10a)	対象作物 ※3	取組要件等 ※4
1	露地園芸作物助成	1	11,000	別紙に定める野菜、花き、雑穀 (基幹作物)	助成対象作物を合計5a以上作付けしていること。
2	施設園芸作物助成	1	25,000	ビニールハウス等の園芸施設に作付する別紙に定める野菜、花き、雑穀 (基幹作物)	助成対象作物を合計1a以上作付けしていること。
3	水稲・戦略作物との組み合わせによる二毛作野菜助成	2	13,000	水稲・戦略作物との組み合わせによる二毛作として作付する別紙に定める野菜(二毛作)	助成対象作物を合計10a以上作付けしていること。
4	中山間地域における特用作物助成	1	23,000	中山間地域にて作付けされる別紙に定める特用作物(基幹作物)	助成対象作物を合計1a以上作付けしていること。
5	非主食用水稲助成(担い手型)	1	2,000	米粉用米、飼料用米、WCS用稲、加工用米、新市場開拓用米(輸出用) (基幹作物)	・加工用米については、需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙1の第5の2に基づき、加工用米取組計画の認定を受けていること。 ・新規需要米(米粉用米、飼料用米、WCS用稲、新市場開拓用米)については、需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙2の第4の2に基づき、新規需要米取組計画の認定を受けていること。
6	非主食用水稲助成(非担い手型)	1	4,000	米粉用米、飼料用米、WCS用稲、加工用米、新市場開拓用米(輸出用) (基幹作物)	・加工用米については、需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙1の第5の2に基づき、加工用米取組計画の認定を受けていること。 ・新規需要米(米粉用米、飼料用米、WCS用稲、新市場開拓用米)については、需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙2の第4の2に基づき、新規需要米取組計画の認定を受けていること。
7	戦略作物等助成(二毛作)	2	5,000	麦、大豆、飼料作物、加工用米、飼料用米、米粉用米、新市場開拓用米(輸出用)、そば、小豆 (二毛作)	・加工用米については、需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙1の第5の2に基づき、加工用米取組計画の認定を受けていること。 ・新規需要米(米粉用米、飼料用米、WCS用稲、新市場開拓用米)については、需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙2の第4の2に基づき、新規需要米取組計画の認定を受けていること。

※1 二毛作及び耕畜連携を対象とする使途は、他の設定と分けて記入し、二毛作の場合は使途の名称に「〇〇〇(二毛作)」、耕畜連携の場合は使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携)」と記入してください。

ただし、二毛作及び耕畜連携の支援の範囲は任意に設定することができるものとします。

なお、耕畜連携で二毛作も対象とする場合は、他の設定と分けて記入し、使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携・二毛作)」と記入してください。

※2 「作期等」は、基幹作物を対象とする使途は「1」、二毛作を対象とする使途は「2」、耕畜連携で基幹作物を対象とする使途は「3」、耕畜連携で二毛作を対象とする使途は「4」と記入してください。

※3 産地交付金の活用方法の明細(個票)の対象作物を記載して下さい。対象作物が複数ある場合には別紙を付すことも可能です。

※4 産地交付金の活用方法の明細(個票)の具体的要件のうち取組要件等を記載してください。取組要件が複数ある場合には、代表的な取組のみの記載でも構いません。

地域振興作物一覧

対象作物(下限面積については※参照)

※ 露地園芸作物助成は野菜・花き・雑穀。下限面積は5a。

施設園芸作物助成は野菜・花き・雑穀。下限面積1a。

水稻・戦略作物と組合せて二毛作として作付けする野菜。下限面積は10a。

特用作物は、鳥居本地域のみの設定。下限面積1a。

野菜	花き・花木	雑穀	特用作物	
青さやいんげん	タロイモ	アスター	小豆	ウド
あおとう	ちんげん菜	カーネーション	あわ	かんぴょう
アサツキ	とうがらし	かきつばた	きび	きのこ類
アスパラガス	とうもろこし	かすみそう	ごま	ぎんなん
いちご	トマト	キキョウ	ひえ	香用作物
ウド	なす	菊		山菜
エシャロット	なばな	切り花用菜の花		さんしょう
えだまめ	ニラ	キンギョソウ		しそ
エンドウ豆	にんじん	キンセンカ		しょうが
オクラ	にんにく	ケイトウ		ハーブ
かぶ	ねぎ	小菊		ひょうたん
かぼちゃ	はくさい	コケ		ふき
カリフラワー	はくさい菜	コスモス		みょうが
きくいも	パセリ	ゴテチャ		薬用作物
キヌサヤ	ピーマン	シクラメン		やまいも
きのこ類	日野菜	芝		よもぎ
キャベツ	ふき	スイレン		オクラ
きゅうり	ブロッコリー	スターチス		ししとう
グリーンピース	ほうれんそう	ストック		とうがらし
くわい	まくわうり	ストレッチア		ピーマン
ゴーヤー	マコモダケ	センニチコウ		リンドウ
ごぼう	みずな	チドリソウ		
こまつな	みつば	チューリップ		
ササゲ	ミニトマト	トルコキキョウ		
さつまいも(かんしょ)	みぶ菜	なでしこ		
さといも	みょうが	葉ボタン		
サニーレタス	メロン	パンジー		
サラダ菜	モロヘイヤ	ひまわり		
ししとう	ヤーコン	ベニバナ		
しそ	やまいも	ほおずき		
じゃがいも(ばれいしょ)	よもぎ	マリーゴールド		
しゅんぎく	らっかせい	やぐるまそう		
しょうが	らっきょう	ユリ		
食用菊	ラディッシュ	ラン		
白うり	レタス	リアトリス		
すいか	れんこん	ローダンセ		
すぐき	ワケギ	ワレモコウ		
ズッキーニ				
セリ				
セルリー				
セレベス(アカメイモ)				
そば菜				
そらまめ				
だいこん				
たまねぎ				

別紙

8 産地交付金の活用方法の明細

1. 地域農業再生協議会名

彦根市農業再生協議会

2. 活用予定額の総括表

(単位:円)

協議会等名	配分枠 (A+B)		活用予定額
	当初配分 (A)	追加配分 (B)	
彦根市農業再生協議会	33,738,000	33,738,000	33,738,000

(注)追加配分が未定の段階にあつては、該当箇所を空欄により作成することとします。

3. 活用方法

配分枠

33,738,000円

整理番号	用途 ※1	作期等 ※2	単価① (円/10a)	面積 (a単位)※3																所要額 ①×② (円)	
				戦略作物							新市場開拓用米	そば	なたね	地力増進作物	高収益作物				その他		合計 ② ※5
				麦	大豆	飼料作物	米粉用米	飼料用米	WCS用稲	加工用米					野菜	花き・花木	果樹	その他の 高収益作物			
1	露地園芸作物助成	1	11,000											2,040	50				2,090	2,299,000	
2	施設園芸作物助成	1	25,000											750	20				770	1,925,000	
3	水稲・戦略作物との 組み合わせによる二 毛作野菜助成	2	13,000											2,900					2,900	3,770,000	
4	中山間地域における特用作物助成	1	23,000															260	260	598,000	
5	非主食用水稲助成(担い手型)	1	2,000				330	8,300	250	7,600	600								17,080	3,416,000	
6	非主食用水稲助成(非担い手型)	1	4,000					100		350									450	180,000	
7	戦略作物助成(二毛作)	2	5,000	1,600	36,000					800		800						3,900	43,100	21,550,000	
合計(基幹)※4			実面積				330	8,400	250	7,950	600				2,790	70		260	20,650	※6	
合計(二毛作)※4			実面積	1,600	36,000					800		800				2,900			3,900	46,000	33,738,000

※1 二毛作及び耕畜連携を対象とする用途は、他の設定と分けて記入し、二毛作の場合は用途の名称に「〇〇〇(二毛作)」、耕畜連携の場合は用途の名称に「〇〇〇(耕畜連携)」と記入してください。
ただし、二毛作及び耕畜連携の支援の範囲は任意に設定することができるものとします。

4. 追加配分等を受けた場合の調整方法

追加配分等を受けた場合は整理番号4、2、6、3、1、5、7の順に各取組の交付単価調整(千円単位)を行う。
地力増進作物の作付けに対する追加配分を受けた場合は整理番号7の個票により活用する。
減額調整時は、以下の順番で調整する。
整理番号4、2、6、3、1、5、7の順に交付単価調整(千円単位)を行う。

5. 所要額が配分枠を超過した場合の調整方法

所要額が配分枠を超過した場合、整理番号4、2、6、3、1、5、7の順に各取組の単価調整(千円単位)を行う。
下限金額は次のとおりとする。
整理番号4:18,000円 整理番号2:20,000円 整理番号6:3,000円 整理番号1:8,000円 整理番号3:10,000円 整理番号5:
1,000円 整理番号7:3,000円

6. 高収益作物について

黒大豆、小豆

注1 産地交付金で支援する作物のうち、高収益作物に該当する作物名(野菜、花き・花木、果樹除く)を記載してください。
注2 収益性のわかるデータを添付してください。

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	彦根市農業再生協議会	整理番号	1		
用途名	露地園芸作物助成				
対象作物	別紙に定める野菜、花き、雑穀(基幹作物)				
単 価	11,000円/10a（追加額に応じて12,000円/10aを限度に配分する）				
課 題	主食用米の需要量が減少していく中で、他の作物への転換を進めていく必要がある。 需要が大きい野菜等の生産を拡大し、水田の高度活用と生産品目の多様化を図る必要がある。				
目 標		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	作付面積の拡大	目標 21.0ha	21.1ha	21.3ha	21.5ha
	実績	21.0ha	20.8ha	33.8ha	—
内 容	基幹作物として、露地に作付けされた対象作物の面積に応じて助成する。 地域振興作物の生産拡大のための取組を推進する。				
具体的要件	<ul style="list-style-type: none"> ○助成対象者 出荷・販売を目的として対象作物を作付けする農業者、集落営農。 ○助成対象水田 経営所得安定対策等実施要綱別紙1に定める水田。 ○取組の要件 <ul style="list-style-type: none"> ・助成対象作物を合計5a以上作付けしていること。 ※取組の要件の5a以上の判定には、園芸施設での作付面積も含むことができるものとする。 ・露地栽培を行うこと。 ・ほ場条件の改善(明渠、暗渠の施工、高畝栽培、心土破碎、土づくりのいずれか)。 				
取組の 確認方法	<ul style="list-style-type: none"> ○助成対象者 営農計画書により確認。 ○助成対象水田 経営所得安定対策等実施要綱別紙1に準じて確認。 ○助成対象作物 経営所得安定対策等実施要綱Ⅳの第2に準じて確認。 ○取組の要件 ほ場条件の改善については、現地確認、栽培日誌、写真、取組内容申出書、購入伝票等により確認。 販売については、販売伝票。その他、必要に応じ農協等からの情報提供を受けた出荷販売伝票など販売を確認できる書類。 				
成果等の 確認方法	令和6年2月末までに、支払対象面積を集計する。				
備考	地域振興作物としての野菜、花き、雑穀の生産振興のため、次年度以降も継続して推進する。				

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。

※ 令和5年度から新規に設定した目標については、令和2年度～4年度の目標の記載は不要です。

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	彦根市農業再生協議会	整理番号	2		
用途名	施設園芸作物助成				
対象作物	ビニールハウス等の園芸施設に作付けする別紙に定める野菜、花き、雑穀(基幹作物)				
単 価	25,000円/10a（追加額に応じて26,000円/10aを限度に配分する）				
課 題	主食用米の需要量が減少していく中で、他の作物への転換を進めていく必要がある。 需要が大きい野菜等の生産を拡大し、水田の高度活用と生産品目の多様化を図る必要がある。				
目 標		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	作付面積の拡大	目標 9.0ha	7.7ha	8.0ha	8.3ha
	実績	7.4ha	7.4ha	7.0ha	—
内 容	対象作物をビニールハウス等の園芸施設で作付けする場合に、園芸施設の面積に応じて助成する。 地域振興作物の生産拡大と育苗後ハウスの活用のための取組を推進する。				
具体的要件	<ul style="list-style-type: none"> ○助成対象者 出荷・販売を目的として対象作物を作付する農業者、集落営農。 ○助成対象水田 経営所得安定対策等実施要綱別紙1に定める水田。 ○取組の要件 <ul style="list-style-type: none"> ・助成対象作物を合計1a以上作付けしていること。 ・ビニールハウス等の園芸施設を利用した栽培を行っていること。 ・ほ場条件の改善(明渠、暗渠の施工、高畝栽培、心土破碎、土づくりのいずれか)。 				
取組の 確認方法	<ul style="list-style-type: none"> ○助成対象者 営農計画書により確認。 ○助成対象水田 経営所得安定対策等実施要綱別紙1に準じて確認。 ○助成対象作物 経営所得安定対策等実施要綱Ⅳの第2に準じて確認。 ○取組の要件 ほ場条件の改善については、現地確認、栽培日誌、写真、取組内容申出書、購入伝票等により確認。 販売については、販売伝票。その他、必要に応じ農協等からの情報提供を受けた出荷販売伝票など販売を確認できる書類。 				
成果等の 確認方法	令和6年2月末までに、支払対象面積を集計する。				
備考	地域振興作物としての野菜、花き、雑穀の生産振興のため、次年度以降も継続して推進を図る。				

- ※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。
- ※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。
- ※ 令和5年度から新規に設定した目標については、令和2年度～4年度の目標の記載は不要です。

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	彦根市農業再生協議会	整理番号	3		
用途名	水稲・戦略作物との組合せによる二毛作野菜助成				
対象作物	水稲・戦略作物と組合せて二毛作として作付けする別紙に定める野菜(二毛作)				
単 価	13,000円/10a（追加額に応じて14,000円/10aを限度に配分する）				
課 題	主食用米の需要が減少傾向であることから、主食用米の売上額減少による収益減少が課題。収益力向上と水田の高度活用の観点から、水稲あとや麦あとでの野菜等の栽培を推進していく。				
目 標		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	作付面積の拡大	目標 26.0ha	27.0ha	30.4ha	31.9ha
	実績	27.1ha	29.0ha	30.1ha	—
内 容	水稲(非主食用水稲も含む)または、戦略作物と組合せて二毛作として作付された野菜の面積に応じて助成する。水田の高度活用および水田野菜の生産拡大を図る。				
具体的要件	<ul style="list-style-type: none"> ○助成対象者 出荷・販売を目的として対象作物を作付する農業者、集落営農。 ○助成対象水田 経営所得安定対策等実施要綱別紙1に定める水田。 戦略作物とは、水田活用の直接支払交付金に掲げられた戦略作物助成の対象作物を指す。 ○取組の要件 <ul style="list-style-type: none"> ・助成対象作物を合計10a以上作付けしていること。 ・水稲(非主食用水稲も含む)または、戦略作物と組み合わせて二毛作として対象作物を作付けること。 ・ほ場条件の改善(明渠、暗渠の施工、高畝栽培、心土破碎、土づくりのいずれか)。 				
取組の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> ○助成対象者 営農計画書により確認。 ○助成対象水田 経営所得安定対策等実施要綱別紙1に準じて確認。 ○助成対象作物 経営所得安定対策等実施要綱Ⅳの第2に準じて確認。 ○取組の要件 ほ場条件の改善については、現地確認、栽培日誌、写真、取組内容申出書、購入伝票等により確認。 販売については、販売伝票。その他、必要に応じ農協等からの情報提供を受けた出荷販売伝票など販売を確認できる書類。 				
成果等の確認方法	令和6年2月末までに、支払対象面積を集計する。				
備考	水田の高度活用と野菜の生産振興の観点から、次年度以降も継続して推進を図る。				

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。

※ 令和5年度から新規に設定した目標については、令和2年度～4年度の目標の記載は不要です。

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	彦根市農業再生協議会	整理番号	4		
使途名	中山間地域における特用作物助成				
対象作物	中山間地域にて作付けされる別紙に定める特用作物(基幹作物)				
単 価	23,000円/10a（追加額に応じて24,000円/10aを限度に配分する）				
課 題	中山間地である鳥居本地域において、有害鳥獣等の食害が課題。山菜などの有害鳥獣の食害に遭いにくい特用作物を推進することで、水田の収益力向上に取り組む必要がある。				
目 標		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	作付面積の拡大	目標 2.3ha	2.8ha	2.9ha	3.0ha
	実績	2.7ha	2.4ha	2.3ha	—
内 容	中山間地域において作付けされた対象作物の面積に応じて助成する。 中山間地域における特用作物として、山菜等の特用作物の定着・振興を図る。				
具体的要件	<p>○助成対象者 出荷・販売を目的として対象作物を作付する農業者、集落営農。</p> <p>○助成対象水田 経営所得安定対策等実施要綱別紙1に定める水田かつ、農林業等活性化基盤整備計画の認定を受けた鳥居本地域の水田。</p> <p>○取組の要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・助成対象作物を合計1a以上作付けしていること。 ・ぎんなんにおける交付対象は、令和3年度以降の新植で植栽から3年以内のものを対象とする。 ・山椒における交付対象は、令和3年度以降の新植で植栽から3年以内のものを対象とする。ただし、植栽から4年以降については、出荷販売証明書等にて出荷の確認ができれば交付対象とする。 ・ほ場条件の改善(土づくり)を行っていること。 ・有利販売として、直売所にて販売されているもの。 <p>※露地園芸作物助成および施設園芸作物助成との重複助成不可</p>				
取組の確認方法	<p>○助成対象者 営農計画書により確認。</p> <p>○助成対象水田 経営所得安定対策等実施要綱別紙1に準じて確認。 農林業等活性化基盤整備計画により確認。</p> <p>○助成対象作物 経営所得安定対策等実施要綱Ⅳの第2に準じて確認。 新植から3年以内のぎんなん、山椒については、交付対象年限及び適切な管理が行われているかどうかを作業日誌や現地確認等により確認。</p> <p>○取組の要件 ほ場条件の改善については、現地確認、栽培日誌、写真、取組内容申出書、購入伝票等により確認。 販売については、販売伝票。その他、必要に応じ農協等からの情報提供を受けた出荷販売伝票など販売を確認できる書類。</p>				
成果等の確認方法	令和6年2月末までに、支払対象面積を集計する。				
備考	ここでいう中山間地域の定義については、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備に関する法律(平成5年法律第72号)の第5条により、農林業等活性化基盤整備計画の認定を受けた鳥居本地域とする。				

- ※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。
- ※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。
- ※ 令和5年度から新規に設定した目標については、令和2年度～4年度の目標の記載は不要です。

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	彦根市農業再生協議会			整理番号	5	
用途名	非主食用水稲助成(担い手型)					
対象作物	米粉用米、飼料用米、WCS用稲、加工用米、新市場開拓用米(輸出用)（基幹作物）					
単 価	2,000円/10a（追加額に応じて3,000円/10aを限度に配分する）					
課 題	主食用米の需要が減少傾向であることから、主食用米からの転換が最優先課題。非主食用米への転換を促進し、実需者と結びつきを強めた安定的な生産、販売を推進する。					
目 標			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	作付面積の拡大	目標	240.0ha	146.7ha	174.5ha	178.1ha
		実績	169.0ha	171.2ha	208.3ha	—
内 容	需要に即した米の生産を確保する観点から、基幹作物として、対象作物とする非主食用水稲を生産する担い手に対して、作付面積に応じて助成する。					
具体的要件	<p>○助成対象者 彦根市農業振興ビジョンに位置づけられた担い手</p> <p>○助成対象水田 経営所得安定対策等実施要綱別紙1に定める水田</p> <p>○取組の要件 ・加工用米については、需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙1の第5の2に基づき、加工用米取組計画の認定を受けていること。 ・新規需要米（米粉用米、飼料用米、WCS用稲、新市場開拓用米）については、需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙2の第4の2に基づき、新規需要米取組計画の認定を受けていること。</p> <p>○生産性向上等の要件 次の生産性または品質向上に資する取組のうち2つ以上を行うこと。 ア 認定方針作成者が運営する共同乾燥調製施設を利用し、実需者へ一元出荷されていること。 イ 種子更新 ウ 栽培こよみ等に基づく適期適正な病害虫防除 エ 土づくりの実施</p> <p>※飼料用米については、上記「生産性向上等の要件」のうち「エ 土づくりの実施」に取組むことを必須とし、加えてア、イ、ウから1つ以上の取組を行うこと。</p>					
取組の確認方法	<p>○助成対象者 彦根市農業振興ビジョン、営農計画書、取組計画書、出荷契約書等により確認</p> <p>○助成対象水田 経営所得安定対策等実施要綱別紙1に準じて確認</p> <p>○助成対象作物 経営所得安定対策等実施要綱Ⅳの第2に準じて確認</p> <p>○取組の要件 米粉用米、飼料用米、WCS用稲、新市場開拓用米については需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙2の第4の3により確認 加工用米については、需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙1の第5、第6および第7により確認</p> <p>○生産性向上等の要件 次の中から確認できるものを選択 ア 共同乾燥調製施設利用明細書等 イ 種子購入伝票等 ウ 作業日誌、栽培履歴、購入伝票等</p>					
成果等の確認方法	米粉用米、飼料用米、WCS用稲、新市場開拓用米については、需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙2の第4の3により、2024年2月末までに面積を集計する。 加工用米については、需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙1の第5の3により、2024年2月末までに面積を集計する。					
備考	需要に即した米の生産を推進するため、次年度以降も継続して推進を図る。					

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。

※ 令和5年度から新規に設定した目標については、令和2年度～4年度の目標の記載は不要です。

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	彦根市農業再生協議会	整理番号	6			
使途名	非主食用水稲助成(非担い手型)					
対象作物	米粉用米、飼料用米、WCS用稲、加工用米、新市場開拓用米(輸出用) (基幹作物)					
単 価	4,000円/10a (追加額に応じて5,000円/10aを限度に配分する)					
課 題	主食用米の需要が減少傾向であることから、主食用米からの転換が最優先課題。非主食用米への転換を促進し、実需者と結びつきを強めた安定的な生産、販売を推進する。					
目 標		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
	作付面積の拡大	目標	26.4ha	8.1ha	8.3ha	8.5ha
		実績	7.9ha	7.3ha	9.4ha	—
内 容	需要に即した米の生産を確保する観点から、基幹作物として、対象作物とする非主食用水稲を生産する非担い手に対して、作付面積に応じて助成する。					
具体的要件	<p>○助成対象者 対象作物を作付けする担い手（農地中間管理機構から農地を借り受けている農業者、認定農業者、認定新規就農者、集落営農、または、人・農地プランに位置付けられた地域の中心となる経営体）以外の農業者。</p> <p>○助成対象水田 経営所得安定対策等実施要綱別紙1に定める水田</p> <p>○取組の要件 ・加工用米については、需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙1の第5の2に基づき、加工用米取組計画の認定を受けていること。 ・新規需要米（米粉用米、飼料用米、WCS用稲、新市場開拓用米）については、需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙2の第4の2に基づき、新規需要米取組計画の認定を受けていること。</p> <p>○生産性向上等の要件 次の生産性または品質向上に資する取組のうち2つ以上を行うこと。 ア 認定方針作成者が運営する共同乾燥調製施設を利用し、実需者へ一元出荷されていること。 イ 種子更新 ウ 栽培こよみ等に基づく適期適正な病虫害防除 エ 土づくりの実施</p> <p>※飼料用米については、上記「生産性向上等の要件」のうち「エ 土づくりの実施」に取組むことを必須とし、加えてア、イ、ウから1つ以上の取組を行うこと。</p>					
取組の確認方法	<p>○助成対象者 営農計画書、取組計画書、出荷契約書等により確認</p> <p>○助成対象水田 経営所得安定対策等実施要綱別紙1に準じて確認</p> <p>○助成対象作物 経営所得安定対策等実施要綱IVの第2に準じて確認</p> <p>○取組の要件 米粉用米、飼料用米、WCS用稲、新市場開拓用米については需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙2の第4の3により確認 加工用米については、需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙1の第5、第6および第7により確認</p> <p>○生産性向上等の要件 次の中から確認できるものを選択 ア 共同乾燥調製施設利用明細書等 イ 種子購入伝票等 ウ 作業日誌、栽培履歴、購入伝票等</p>					
成果等の確認方法	米粉用米、飼料用米、WCS用稲、新市場開拓用米については、需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙2の第4の3により、2024年2月末までに面積を集計する。 加工用米については、需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙1の第5の3により、2024年2月末までに面積を集計する。					
備考	需要に即した米の生産を推進するため、次年度以降も継続して推進を図る。					

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。

※ 令和5年度から新規に設定した目標については、令和2年度～4年度の目標の記載は不要です。

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	彦根市農業再生協議会			整理番号	7
使途名	戦略作物等助成(二毛作)				
対象作物	麦、大豆、飼料作物、加工用米、飼料用米、米粉用米、新市場開拓用米(輸出用)、そば、小豆(二毛作)				
単 価	5,000円/10a(追加額に応じて6,000円/10aを限度に配分する)				
課 題	水田の高度利用を促進し、農家の収益力を向上させていくことが課題。その中で、二毛作による収益力向上を図っていく必要がある。 また、収量が安定していない農業者もおり、取組農家全体の収量を安定または増加させ、収益力向上を図っていく必要がある。				
目 標		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	作付面積の拡大	目標 467.0ha 実績 425.4ha	470.0ha 462.2ha	473.0ha 507.1ha	476.0ha —
内 容	水田の高度利用促進を図るため、二毛作として作付けする麦、大豆、飼料作物、加工用米、飼料用米、米粉用米、小豆の作付面積に応じて助成する。				
具体的要件	<ul style="list-style-type: none"> ○助成対象者 出荷・販売を目的として対象作物を作付けする農業者、集落営農。 ○助成対象水田 経営所得安定対策等実施要綱別紙1に定める水田 ○取組の要件 <ul style="list-style-type: none"> ・加工用米については、需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙1の第5の2に基づき、加工用米取組計画の認定を受けていること。 ・米粉用米、飼料用米、新市場開拓用米については、需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙2の第4の2に基づき、新規需要米取組計画の認定を受けていること。 ・ほ場条件の改善(明渠、暗渠の施工、高畝栽培、心土破碎、土づくりのいずれか2つ) ・加工用米、飼料用米、米粉用米、新市場開拓米(輸出用米)については、複数年契約(3年以上)を締結している農業者であること。 ・飼料用米については土づくりに取り組むことを必須とする。 				
取組の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> ○助成対象者 営農計画書により確認 ○助成対象水田 経営所得安定対策等実施要綱別紙1に準じて確認 ○助成対象作物 経営所得安定対策等実施要綱IVの第2に準じて確認 ○取組の要件 <ul style="list-style-type: none"> ・米粉用米、飼料用米、新市場開拓用米については需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙2の第4の3により確認 ・加工用米については、需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙1の第5、第6および第7により確認 ・ほ場条件の改善については、現地確認、栽培日誌、写真、取組内容申出書、購入伝票等により確認。 ・複数年契約については契約書の写し等で確認。 ・土づくりにについては、現地確認、栽培日誌、写真、取組内容申出書、購入伝票等により確認。 				
成果等の確認方法	2024年2月末までに、麦、大豆、小豆、飼料作物については支払対象面積を集計する。 飼料用米、米粉用米、新市場開拓用米については、需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙2の第4の3により、面積を集計する。 加工用米については、需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙1の第5の3により、面積を集計する。				
備考	水田の高度利用促進を図るため、次年度以降も継続して推進を図る。				

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。
※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。
※ 令和5年度から新規に設定した目標については、令和2年度～4年度の目標の記載は不要です。

高収益作物(特認)に係るデータ

1. 農業再生協議会名

彦根市農業再生協議会

2. 収益性データ

作物名	10a当たりの収量 (kg/10a)	販売単価 (円/kg)	10a当たりの諸経費 (円/10a)	10a当たりの収益 (円/10a)
丹波黒大豆	106	1,320	37,005	102,915
早生黒大豆	153	695	34,157	72,178
小豆	75	1,100	24,686	57,814